公立大学法人青森県立保健大学求職者等に対するハラスメント防止基本方針

令和８年 10 月 21 日制定

本基本方針は、求職者等に対するハラスメントの防止に関し、公立大学法人青森県立保健大学（以下「法人」という。）の職員が遵守すべき事項及び求職者等と接する機会における基本的な取扱いを定める。

【求職者等とは】
- 求職者（常勤、非常勤を問わず、法人の職員求人に応募する者）
- 求職者以外の者のうち法人の職員採用に資する活動に参加する者
 （例）インターンシップ、採用説明会等

【求職活動等とは】
求職者等が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれる。なお、ＳＮＳ等を介したものやオンライン上で行われるものも含まれる。
（例）採用面接への参加、就職説明会への参加、法人の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加等

１　面談について

(1) 面談時間
- 面談は、原則として業務時間内に行うものとする。
 ただし、求職者等の状況や業務上の必要性がある場合など、特段の事情がある場合はこの限りでない。

(2) 面談場所
- 面談は、原則として法人施設内の会議室等、又は法人が指定するオンライン方法で実施する。
- 法人施設外の飲食店・私的な場所での面談は行わない。

(3) 実施体制
- 面談は、複数人で実施する、又は第三者の目が届く環境（オープンスペース等）で実施するなど、求職者等に配慮して行うものとする。
- 密室となる場所での２人きりの面談は行わない。

２　連絡手段（ＳＮＳ・電話・メール等）について

(1) 使用する連絡手段
- 求職活動等に関する連絡は、法人のメールアドレスや電話番号を使用し、職員個人の私的な連絡手段は使用しない。

(2) ＳＮＳ等の私的連絡について
- 職員個人のＳＮＳ（LINE、Instagram、X 等）による私的連絡は行わない。

３　禁止する行為について

職員は、求職者等に対し、以下の行為を行ってはならない。
- 性的な発言、質問、冗談、からかい
- 容姿、服装、身体的特徴等に関する性的なからかい、評価、言及
- 私生活（交際関係、性的指向等）に必要以上に立ち入る質問

- 個人的な食事・交際・連絡の執拗な誘い
- 不必要な身体的接触
- 採用合否等を条件とした不適切な言動
- 職務上の地位又は権限を不当に利用した不適切な言動
- 面談や連絡において過度に不快感や不安を与える一切の言動

4　相談窓口の周知等について

法人の職員採用等に対応する職員は、求職者等に対して、ハラスメントに関する相談及び苦情の申出を受け付ける下記の相談窓口を周知する。

相談に対応する職員は、ハラスメントに該当するか判断が難しい場合も含め、幅広く相談及び苦情を受け付け、適切に対応する。

【ハラスメント相談窓口】

https://www.auhw.ac.jp/seikatsu/shien/harrassment.html

メール：jinken@ms.auhw.ac.jp

※求職者等からの相談内容のプライバシーは厳守する。

※求職者等が相談を行ったこと又は事実関係の確認に協力したことを理由として、不利益な取扱いはしない。

5　違反者に対する措置

本基本方針に反する行為が認められた場合は、関係規程に基づき厳正に対処する。

6　その他

本基本方針は、公立大学法人青森県立保健大学におけるハラスメントの防止等に関する規程第３条第１項及び第６条第３項に基づき定めるものである。